

令和5年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

令和5年2月17日 開会

令和5年2月17日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和5年2月17日（金曜日）午後3時開議

- 日程第 1 議席の指定（新議員）
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第 6 提案理由の概要説明
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を設定する件
- 日程第 9 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件
- 日程第10 議案第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第11 議案第4号 令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第12 議案第5号 令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件
- 日程第13 議案第6号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 日程第14 議案第7号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第15 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件
- 日程第16 委員会提出議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を設定する件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	岩谷政良	2番	安井和則
3番	寿松木孝	4番	藤原明
5番	小松穂積	6番	渡部正明
7番	関厚	8番	湊貴信
9番	小林悟	10番	後藤健
11番	堀部壽	12番	宮崎信一
13番	黒沢龍己	14番	小笠原憲昭
15番	伊藤敏夫	16番	佐々木文明
17番	田川政幸	19番	渡邊彦兵衛
20番	畠山菊夫	23番	森元淑雄
24番	阿部養助	25番	佐々木謙吉

欠席議員（2名）

21番	齋藤多聞	22番	高橋浩人
-----	------	-----	------

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積志	副広域連合長	鈴木雄大
副広域連合長	松田知己	事務局長	奈良美奈子
事務局次長 兼会計管理者	佐々木浩幸	総務課長 兼会計室長	芹田英一
業務課長	米谷裕二		

議会担当職員出席者

議会書記	石田正人	議会書記	佐々木励二
------	------	------	-------

午後3時08分 開 会

○議長（黒沢龍己） ただいまの出席議員は22名です。定足数に達していますので、これから令和5年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長（黒沢龍己） 議事に先立ちまして、令和4年11月定例会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

井川町議会において、広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介します。

井川町長の齋藤多聞議員です。よろしく申し上げます。

日程第1 議席の指定（新議員）

○議長（黒沢龍己） 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました齋藤多聞議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、21番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（黒沢龍己） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、安井和則議員、佐々木文明議員の2名を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長（黒沢龍己） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（黒沢龍己） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第5 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（黒沢龍己） 日程第5、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に、柏崎重嗣氏、佐々木優氏、柏雄子氏、鈴木喜美夫氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員に、菅原徳志氏、伊藤公仁氏、伊藤由紀夫氏、黒川奥子氏、以上4名を指名いたします。

なお、補充の順序は、ただいま指名した順序によることといたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第6 提案理由の概要説明

○議長（黒沢龍己） 日程第6、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例を設定する件から議案第7号令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 令和5年2月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げることを決定し、マスク着用の新たな考え方を示すなど、感染対策のルールについて見直しを検討しております。医療費やワクチン接種費用の公費負担については、当面継続される見込みであるものの、具体的な方針は改めて示されることとなっており、医療提供体制の整備等と合わせ、各種措置の移行に注視する必要があります。

なお、感染が収束したわけではなく、高齢者、基礎疾患を有する方の重症化リスク、死亡リスクが高い点も変わらないことから、こうした状況を念頭に行動すべきものと捉えております。

次に、令和5年度における高齢者保健事業の取組についてであります。

初めに、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施事業については、令和6年度までに全

市町村での実施を目指しているものであり、令和5年度は新たに2町村が加わり、23市町村で実施してまいります。

健康診査事業のうち歯科健診については、令和5年度から全市町村で実施する見込みとなりました。引き続き、歯科健診も含めた健診費用を補助することで、全市町村を支援してまいります。

さらに、令和3年度から実施しております、健診受診率の低い市町村におけるAIを活用した受診率向上対策事業を、これまでの3市から6市に拡大し、実施してまいります。

低栄養防止・重症化予防等推進事業については、糖尿病の重症化を防ぐため、医療機関への受診勧奨や保健指導の対象者を増やすほか、引き続き、高血圧症の重症化予防のため、未治療者への受診勧奨を行ってまいります。

また、医療資源が限られた一部市町村における保健事業として、肺炎球菌ワクチン接種事業のほか、令和4年度から実施しているインフルエンザワクチン接種事業を引き続き実施し、費用の一部を助成してまいります。

最後に、メディア広報事業であります。令和5年度もテレビCM及びポスターを活用した広報活動を行い、被保険者等の情報取得の支援や健康診査受診への意識づけを促し、行動変容につなげてまいります。

保健事業については、引き続き県や市町村など関係機関との連携のもと、充実を図ってまいります。

さて、今議会には、条例案3件、令和4年度補正予算案2件、令和5年度当初予算案2件の以上7件を提案いたしております。

初めに、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例を設定する件についてであります。

これは、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、地方公共団体が法律の適用となることに伴い、保有個人情報の開示請求の手続等に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定し、秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件についてであります。

これは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務等を改めるため改正しようとするものであります。

次に、議案第3号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準額を改めるため改正しようとするものであります。

次に、議案第4号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）に

ついてであります。

今回の補正は、一般会計の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、前年度決算の剰余金の精算に伴う共通経費負担金と繰越金との財源振替及び事業費の決算見込みに伴い、歳入歳出予算の均衡を図るために行うものであります。

また、債務負担行為として、11件を設定するものであります。

次に、議案第5号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、共通経費充当事業の決算見込みに伴うもののほか、療養給付費等の実績確定に伴う国・県等への返還金、保健事業費等の財源振替、令和4年度に繰り越した剰余金の財政調整基金への積立金などを計上したものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ53億5,490万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,545億4,166万8,000円とするものであります。

また、債務負担行為として、5件を設定するものであります。

次に、議案第6号令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億9,156万4,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款分担金及び負担金として、市町村負担金を5億8,878万5,000円、3款諸収入として、事務局職員の宿舍使用料負担金など277万8,000円を計上しております。

歳入につきましては、以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款議会費として、議員報酬及び議会開催の経費など103万7,000円、2款総務費として、事務局職員の人件費をはじめとする事務局経費などの総務管理費を1億8,604万5,000円、選挙費として3万4,000円、監査委員費として20万5,000円、3款民生費については、秋田県国民健康保険団体連合会への負担金や業務委託経費、標準システム関連経費など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金として4億124万3,000円、4款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては、以上であります。

また、債務負担行為として、1件を設定するものであります。

次に、議案第7号令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,508億4,807万6,000円とするものであります。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を100億円とするものであります。

併せて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款市町村支出金として、市町村負担金を256億676万6,000円、2款国庫支出金として524億5,331万9,000円、3款県支出金として128億167万2,000円、4款支払基金交付金として、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を586億8,503万3,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金として3,920万円、6款繰入金として、一般会計繰入金を4億124万3,000円、基金繰入金を7億3,660万5,000円、9款諸収入として1億2,423万5,000円を計上しております。

歳入につきましては、以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款総務費として、秋田県国民健康保険団体連合会への業務委託経費や負担金など4億8,538万6,000円、2款保険給付費として、療養諸費、高額療養諸費及びその他医療給付費を1,496億75万1,000円、4款特別高額医療費共同事業拠出金として7,660万2,000円、5款保健事業費として6億6,066万5,000円、6款公債費として181万6,000円、7款諸支出金として1,985万5,000円、8款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては、以上であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第7 一般質問

○議長（黒沢龍己） 日程第7、一般質問を行います。通告がございませんので、以上で一般質問を終了いたします。

日程第8 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例を設定する件から

日程第14 議案第7号 令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで

○議長（黒沢龍己） 日程第8、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例を設定する件から日程第14、議案第7号令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上7件を一括議題といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例を設定する件から日程第14、議案第7号令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上7件を一括して議題といたします。

これより議案第1号から議案第7号までに対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で質疑を終了いたします。

これより議案第1号から議案第7号までに対する討論を行います。通告がございませんので、以上で討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例を設定する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の

件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和4年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和5年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を
求める件

○議長（黒沢龍己） 日程第15、同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、畠山菊夫議員の退場を求めます。

【20番 畠山菊夫議員 退場】

○議長（黒沢龍己） 本案に対する提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件であります。

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員である齋藤多聞氏が、令和5年2月14日をもって任期満了となったことから、その後任に畠山菊夫氏を選任することについて、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（黒沢龍己） お諮りいたします。本案は、人事に関することですので、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。同意第1号は同意することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

畠山菊夫議員の入場を許可します。

【 20番 畠山菊夫議員 復席 】

日程第16 委員会提出議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を設定する件

○議長（黒沢龍己） 日程第16、委員会提出議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を設定する件を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定に基づき、提出者の説明は省略したいと思っておりますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

質疑通告等のため、暫時休憩いたします。

【午後3時34分 休憩 ・ 午後3時34分 再開】

○議長（黒沢龍己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、委員会提出議案第1号の議事を継続いたします。

これより委員会提出議案第1号に対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で質疑を終了します。

これより委員会提出議案第1号に対する討論を行います。通告がございませんので、以上で討論を終了いたします。

これより委員会提出議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を設定する件について採決いたします。

お諮りいたします。委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（黒沢龍己） 広域連合長から発言の申し出がありますので発言を許可します。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切なご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和5年度は、令和6年度及び7年度の2年間の保険料率を決定する年度に当たります。これに合わせ、国では、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入や、現役世代の負担軽減のため、高齢者負担率の見直し、能力に応じた負担の強化などについて審議しております。制度の見直しは、次期保険料に直接影響が生じることから、今後、国の動向を注視してまいります。

当広域連合では、今後も、後期高齢者の健康保持増進と健全な財政運営に努め、市町村や関係機関と連携しながら、医療費の適正化や各種保健事業の充実を図ってまいりたいと考えてお

ります。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉 会

○議長（黒沢龍己） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで令和5年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時39分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員